

令和 3 年度

農 第 (16) 号

令和 3 年度 地籍調査業務

業 務 実 施 設 計 書

工 期

自 令和 3 年 6 月 10 日
至 令和 4 年 1 月 14 日

令和 3 年度		小矢部市
設 計 書 小矢部市 矢波・屋波牧 地内 令和 3 年度 地籍調査業務 業務金 内 訳		
農 第 (16) 号	業務 概要	地籍調査D、E 1、E 2、F I、F II－1 工程業務 一式

地籍調査事業費算定簿（D） 「2021年度 調査地区集計表」

消費税 10%

No	計 画 区 の 名 称 コ ー ド		調 査 事 業 名 委 託 形 態	調 査 面 積 (K㎡)	換 算 面 積 (K㎡)	地 籍 調 査 費							後 続 調 査	特 記 事 項
						委 託 工 程	直 営 工 程	地 籍 集 成 図	当 該 年 度 数 値 情 報 化	過 年 度 数 値 情 報 化	現 場 技 術 業 務 費	成 果 検 定 費		
①	20201620901	矢波Ⅰ	地籍調査事業一般（外注）	0.390	0.28									
②	20211620901	矢波Ⅱ	地籍調査事業一般（外注）	0.220										
③	20211620902	屋波牧	地籍調査事業一般（外注）	0.470	0.01									
④														
⑤														
⑥														
⑦														
⑧														
⑨														
⑩														
⑪														
⑫														
各地区の総合計				1.080	0.29	※ 1						※ 3		
事業費の負担区分														

「諸経费率」：小数第3位（小数点第4位四捨五入）	※2						左の計 円
諸経費（直接経費（※1）×諸経费率）							
「消費税+地方消費税」：小数第3位 <u>※直営工程（①賃金等②報償費）除く※</u>	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	
消費税相当額（直接経費（※1）＋諸経費（※2）＋成果検定費（※3）（1万円未満切捨））							
「附帯経费率」：小数第3位							
附 帯 経 費（税抜）（直接経費（※1）＋諸経費（※2））							
「消費税+地方消費税」：少数第3位							
消費税相当額（附帯経費税抜き（1万円未満切捨））							
直接経費（成果検定費含む）＋附帯経費							
地 籍 調 査 費（委託＋直営）							

事 業 費 の 負 担 区 分		
国	5 10	円
都道 府県	2.5 10	円
市町 村等	2.5 10	円

事 業 量	
地籍調査	K㎡ 0.29
地籍集成図	K㎡
当該年度数値情報化	K㎡
過年度数値情報化	K㎡

自動計算諸経费率(%)

地籍調査事業費算定簿（A-1）「地上法」

2021年度

消費税 10%

地籍調査事業費算定簿（A－1）「地 上 法」										2021年度			消費税 10%			事業の種類			都道府県名	市区町村名
													地籍調査事業一般（外注）			富山県		小矢部市		
計画区コード	計 画 区 名	計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面 積	縮 尺	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状		(周長) ² ／面積：周長 ＝ 5.25 70 倍					
							甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	整 形	不整形						
20201620901	矢波 I	0.390 Km ²	調査前 (E, H)	筆 329	㎡ 1,185	精 度				○						I				
		計画区着手 年 度		筆 329	㎡ 1,185	傾斜条件	平 坦	緩 傾	中 傾	急 1	急 2	急 峻		○						
		2020年度		筆 329	㎡ 1,185	視通条件	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I	大 II						

工程略称		傾斜度 α	視 通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	結 度 ε	谷地田 Υ	連 乗 計	工程実施 面 積 (Km ²)	変化率	基準金額(円) (1Km ² 当り)	直接経費（切捨・円単位）		換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	換算面積 未計上 小数5位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
												委託工程	直営工程				
C																	
D									0.390						0.16	0.06	電子基準点を与点としたD工程
F I									0.390						0.20	0.08	TS法
F II-1									0.390						0.27	0.11	TS法
F II-2																	
G																	
E	E																
	E 1																
	E 2								0.390						0.07	0.03	
	材料費																
H	H 1																
	H 3																
	H 2																
	複図費								(枚)								
委託工程	旅費																
	使用料及び賃借料																
	打合せ費																技師5回、技師補5回
	その他作業工程																
	諸経費 上段： 率 下段：金額																
	市町村経費・諸経費 消費税相当額																
	成果検定費 消費税相当額																
直営工程	賃金等																
	報償費																
	使用料及び賃借料																
	精度管理費																
	備品費																
	需用費 (材料費)																
	需用費 (消耗品費等)																
	旅費																
	安全費																
(計 画 区 合 計)												円	円	換算面積	0.28		
															Km ²		

地籍調査事業費算定簿（A－1）「地 上 法」

2021年度

消費税 10%

事業の種類						都道府県名	市区町村名
地籍調査事業一般（外注）						富山県	小矢部市
						(周長) ² ／面積：周長 ＝ 3.7	
						62 倍	
						I	
						計画区から距離	

計画区コード		計 画 区 名		計画区面積		区分		計画区 総筆数		一筆平均 面 積		縮 尺		1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状		(周長) ² ／面積：周長 ＝ 3.7 I 62 倍	
														甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3				
20211620901		矢波Ⅱ		0.220 Km ²	調査前 (E, H)	筆	370	㎡	595	精 度	平 坦	緩 傾	中 傾	急 1	急 2	急 峻		○	整形	不整形	計画区から距離		
				計画区着手 年 度		調査後 (F, G)		筆		370	㎡	傾斜条件	農 Ⅰ	農 Ⅱ	山 Ⅱ	山 Ⅰ	市 Ⅰ	市 Ⅱ	大 Ⅰ	大 Ⅱ			
				2021年度	視通条件						○												
工程略称		傾斜度 α	視 通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精 度 ε	谷地田 Υ	連 乗 計	工程実施 面 積 (Km ²)	変化率	基準金額(円) (1Km ² 当り)	直接経費（切捨・円単位）		換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	換算面積 未計上 小数5位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)						
												委託工程	直営工程										
C																							
D																							
FⅠ																							
FⅡ-1																							
FⅡ-2																							
G																							
E	E																						
	E 1								0.220						0.02		0.00440						
	E 2																						
	材料費																						
H	H 1																						
	H 3																						
	H 2																						
	複図費								(枚)														
委託工程	旅費																						
	使用料及び賃借料																						
	打合せ費																						
	その他作業工程																						
	諸経費 上段： 率 下段：金額																						
	市町村経費・諸経費 消費税相当額																						
	成果検定費 消費税相当額																						
直営工程	賃金等																						
	報償費																						
	使用料及び賃借料																						
	精度管理費																						
	備品費																						
	需用費 (材料費)																						
	需用費 (消耗品費等)																						
	旅費																						
	安全費																						
(計 画 区 合 計)												円	円	換算面積	0.00 Km ²	0.00440							

地籍調査事業費算定簿（A－1）「地 上 法」

2021年度

消費税 10%

事業の種類						都道府県名	市区町村名
地籍調査事業一般（外注）						富山県	小矢部市
						(周長) ² /面積：周長 ＝ 5.7	
						69 倍	
						I	
						計画区から距離	

計画区コード	計 画 区 名	計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面 積	縮 尺	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状		(周長) ² /面積：周長 ＝ 5.7
20211620902	屋波牧	0.470 Km ²	調査前(E, H)	筆	㎡	精 度	甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	整形	不整形	
				828	568		平 坦	緩 傾	中 傾	急 1	急 2	急 峻		○	
		計画区着手 年 度	調査後(F, G)	筆	㎡	傾斜条件	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II		○	計画区から距離
				828	568	視通条件				○			大 I	大 II	

工程略称		傾斜度 α	視 通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	結 度 ε	谷地田 Υ	連 乗 計	工程実施 面 積 (Km ²)	変化率	基準金額(円) (1Km ² 当り)	直接経費（切捨・円単位）		換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	換算面積 未計上 小数5位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
C																	
D																	
F I																	
F II-1																	
F II-2																	
G																	
E	E																
	E 1								0.470					0.02	0.01		
	E 2																
	材料費																
H	H 1																
	H 3																
	H 2																
	複図費								(枚)								
委託工程	旅費																
	使用料及び賃借料																
	打合せ費																
	その他作業工程																
	諸経費 上段： 率 下段：金額																
	市町村経費・諸経費 消費税相当額																
	成果検定費 消費税相当額																
直営工程	賃金等																
	報償費																
	使用料及び賃借料																
	精度管理費																
	備品費																
	需用費 (材料費)																
	需用費 (消耗品費等)																
	旅費																
	安全費																
(計 画 区 合 計)												円	円	換算面積	0.01 Km ²		

D工程 工程基準額(円/㎥)

地区コード	20201620901
地区名	矢波 I
縮尺	1/2500
標準作業量	新点 4点
観測手法	電子基準点のみを与点としたD工程

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
普通作業員				人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭	7×7×60cm	4	本			
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	GNSS測量機	1級	1.5	台日			
	GNSS解析用計算機		0.7	台日			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤			%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)		数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)		%			
(小 計)						⑧

5. 安全費		数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④+⑦)×安全費率		%			
(小 計)						⑨

6. 精度管理費		数量		単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数					
(小 計)						⑩

7. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額 (合計)(①+④+⑦+⑧+⑨+⑩)		

8. 成果検定費	金額	備考
成果検定費		

F I 工程 工程基準額(円/㎥)

(山村境界基本調査の成果を活用した地籍調査)

地区コード	20201620901
地区名	矢波 I
縮尺	1/2500
標準作業量	56点(細部図根点)
観測手法	TS法

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
普通作業員				人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭	4.5×4.5×45cm	56	本			
(多角点)							
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	トータルステーション	2級	2.0	台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ	4.6	台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤			%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)		数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)		%			
(小 計)						⑧

5. 安全費		数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④+⑦)×安全費率		%			
(小 計)						⑨

6. 精度管理費		数量		単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数					
(小 計)						⑩

7. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦+⑧+⑨+⑩)	

8. 成果検定費	金額	備考
成果検定費		

FⅡ-1工程 工程基準額(円/㎢)

(山村境界基本調査の成果を活用した地籍調査)

地区コード	20201620901
地区名	矢波Ⅰ
縮尺	1/2500
標準作業量	1,100点(筆界点)
観測手法	TS法

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
普通作業員				人			
(小計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費							
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	トータルステーション	2級	5.2	台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ	8.4	台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤			%			⑥
(小計)							⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)		%		
(小計)					⑧

5. 安全費	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④+⑦)×安全費率		%		
(小計)					⑨

6. 精度管理費	数量	単位	単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数				
(小計)					⑩

7. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦+⑧+⑨+⑩)	

8. 成果検定費	金額	備考
成果検定費		

令和3年度 地籍調査事業
業務委託仕様書

令和3年6月
小矢部市 農林課

第1章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、小矢部市(以下「発注者」という)が山村境界基本調査の後続事業として実施する地籍調査事業について、発注者と受託先(以下「受託者」という)がそれぞれ行う業務内容及び業務分担を明確にすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本特記仕様書は、小矢部市における地籍調査事業の一筆地調査及び測量業務(以下「本業務」という)に適用する。また、本業務実施中に次の関係法令等が改正した場合は、発注者と受託者が協議し、業務を遂行すること。

(準拠する法令等)

第3条 本業務の実施にあたり、本特記仕様書による他次の関係法令等に準拠する。

- (1)測量法(昭和24年6月3日法律第188号 最終改正:令和元年法律第37号)
- (2)国土調査法(昭和26年6月1日法律第180号 最終改正:令和2年法律第12号)
- (3)国土調査法施行令(昭和27年3月31日政令第59号 最終改正:令和2年政令第183号)
- (4)地籍調査作業規程準則
(昭和32年10月24日総理府令第71号 最終改正:令和2年国土交通省令第79号)
- (5)地籍調査作業規程準則運用基準
(平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知
最終改正:令和3年3月30日付け国土籍第216号)
- (6)基準点測量作業規程準則(昭和61年総理府令第51号 最終改正:平成30年国土交通省令第15号)
- (7)国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令
(平成22年10月12日国土交通省令第50号)
- (8)地籍調査事業工程管理及び検査規程
(平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知
最終改正:令和3年3月31日付け国不籍第578号)
- (9)地籍調査事業工程管理及び検査規程細則
(平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知
最終改正:平成28年8月22日付け国土籍第119号)
- (10)地籍図作成要領(国不籍第489号)
- (11)地籍簿作成要領(国不籍第581号)
- (12)地籍測量及び地積測定における記録及び成果の記載例
(平成29年11月21日付け国土籍第279号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)
- (13)地籍調査事業(外注)実施要領
(平成18年3月31日付け国土国第362号国土交通省土地・水資源局長国土調査課長通知)
- (14)地籍調査成果電子納品要領
(平成29年4月地籍201704-01 国土交通省土地・水資源局)

(15)小矢部市財務規則

(16)その他関係法令

(疑義)

第4条 本業務の実施にあたり、本特記仕様書に定めのない事項、又は本特記仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議し発注者の指示に従い業務を遂行すること。

(実施計画)

第5条 本業務を遂行するにあたり、受託者は次の書類を作成し発注者に提出すること。

(1)実施計画書

(2)工程表

(3)着手届

(4)管理技術者及び主任技術者選任届

(5)管理技術者、主任技術者の経歴書及び資格証明書

(6)その他発注者の指示する書類

(管理技術者及び主任技術者等)

第6条 受託者は、円滑且つ適切に業務を実施するため、適切な実施体制を整えること。

2 受託者において選任する管理技術者は測量士とし、地籍調査管理技術者※2、地籍工程管理士※1、又は地籍総合監理技術者※2の資格を有する者とする。

3 受託者において選任する主任技術者は測量士とし、地籍調査管理技術者※2、地籍工程管理士※1、又は地籍総合監理技術者※2の資格を有する者、或いは地籍調査に関し3年以上の実務経験を有する者とする。

4 一筆地調査における立会班長は測量士又は測量士補とし、地籍主任調査員※1の資格を有する者とする。

5 本業務の作業従事者は、測量士、測量士補、地籍調査担い手技術者※2の資格を有する者、或いは地籍調査に関し3年以上の実務経験を有する者とする。

※1 (公社)全国国土調査協会認定資格、※2 (一社)日本国土調査測量協会認定資格

(関係機関等への周知及び調整)

第7条 本業務を遂行するにあたり、発注者は書面により特定受託法人に本業務を委託したことを周知し、調査への協力を要請する。

(損害の補償)

第8条 本業務を遂行中に受託者が発注者又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況を報告するとともに、発注者の指示に従う。

2 前条の損害賠償等の責任は受託者が負うこと。

(貸与資料)

第9条 本業務を実施する上で必要な資料等(発注者以外の第三者が管理する資料等含む)は、発注者より貸

与する。

2 貸与資料について、本業務遂行上複製が必要な場合は、発注者の承諾を得て行うこと。

3 貸与された資料等及び第2項の複製品については、その重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故のないように管理・取扱いを行うものとし、本業務の完了後或いは使用済みの場合は、発注者の照合を受け速やかに返却すること。

（協議及び報告等）

第10条 受託者は、本業務の作業段階毎に作業内容、作業手法等を発注者と協議し、協議結果を取りまとめた打合せ簿をその都度発注者に提出すること。

2 受託者は、業務実施期間中進捗状況等について、毎月報告書を発注者に提出すること。

3 工期内に完了した作業等について、発注者から成果等の一部の提出を求められた場合、受託者は速やかにこれに対応すること。

（成果の作成）

第11条 本業務の成果品については、「地籍調査成果電子納品要領」に基づき作成する。

2 成果品に基づき国土交通省地籍調査 Web サイト内の地籍調査状況マップの修正、更新を行うこと。

（検査）

第12条 本業務の検査は、各工程の作業終了後、「地籍調査事業工程管理及び検査規程」に基づき検査を行う。

2 発注者が行う発注者検査は、連続する工程大分類をまとめて実施することができる。

3 やむを得ない事由により、管理又は検査の終了を待たずに後続作業を行う場合は、発注者の工程管理者又は検査者の承認を得なければならない。

4 前項の定める検査において、発注者から本特記仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合、受託者は速やかに修正し、再検査の合格をもって次工程作業への着手又は業務の完了とする。

5 作業が完了し、前2項の検査に合格した成果品については、逐次納品をする。

（成果品の帰属）

第13条 本業務において使用及び作成した成果品等は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可無く使用、複製、流用してはならない。

（守秘義務）

第14条 受託者は、本業務の遂行上知り得た全ての事項について、第三者に漏洩してはならない。

2 前項は、本業務完了後も適用する。

第2章 業務概要

(業務概要)

第15条 業務の概要及び貸与資料は、次のとおりとする。

(1) 矢波Ⅰ地区

実施区域	大字矢波の一部
実施範囲	別紙計画図のとおり
筆数	調査前 329筆 調査後 329筆
精度	乙2
調査面積	0.39K m ²
作業工程	一筆地調査(E2工程、地元説明会を含む) 地籍図根多角測量(D工程(電子基準点のみを与点とする)) 細部図根測量(FⅠ工程) 一筆地測量(FⅡ-1工程)
縮尺	1/2,500
傾斜区分	急傾斜地(2)
視通条件	山Ⅰ
周長 ² /面積	70.67 (5.25Km×5.25Km)/0.39K m ² 区分Ⅰ
筆の形状	不整形
測量法	地上数値法

(2) 矢波Ⅱ地区

実施区域	大字矢波の一部
実施範囲	別紙計画図のとおり
筆数	調査前 370筆 調査後 370筆
精度	乙2
調査面積	0.22K m ²
作業工程	一筆地調査(E1工程)
縮尺	1/1,000
傾斜区分	急傾斜地(2)
視通条件	山Ⅰ
周長 ² /面積	62.22 (3.7Km×3.7Km)/0.22K m ² 区分Ⅰ
筆の形状	不整形
測量法	地上数値法

(3)屋波牧地区

実施区域	大字屋波牧
実施範囲	別紙計画図のとおり
筆数	調査前 828筆 調査後 828筆
精度	乙2
調査面積	0.47K m ²
作業工程	一筆地調査(E1工程)
縮尺	1/1,000
傾斜区分	急傾斜地(2)
視通条件	山 I
周長 ² /面積	69.12 (5.7Km×5.7Km)/0.37K m ² 区分 I
筆の形状	不整形
測量法	地上数値法

(5)貸与資料

平成29年年度山村境界基本調査に関する業務成果品 一式
(富山県小矢部市:ドローンレーザー測量)

令和2年度小矢部市地籍調査業務成果品 一式

第3章 一筆地調査(E1工程)

(作業内容)

第16条 本工程の標準作業及び発注者と受託者の作業分担は次のとおりとする。

(1)作業計画・準備

①作業進行予定表の作成

(2)調査図素図等の作成

①調査図素図、地籍調査票の作成

②調査図一覧図の作成

(3)単位区域界の調査

①調査区域界の調査

(4)地元説明会準備

①関係者名簿作成

②現地調査計画立案

工程小分類		準則	作業 工程	作 業 内 容	発 注 者	受 託 者	備 考
番号	名称						
E1	作業準備		E1	作業打合せ	○	○	
			E1	打合せ簿の作成		○	
			E1	作業進行予定表の作成		○	
			E1	登記所・県等関係機関との調整	○		
E2	作業進行 予定表の作成	13 条	E1	現地調査の計画立案		○	
			E1	現地調査計画案審査	○		
E3	単位区域界調 査	14 条	E1	単位区域界調査	○	○	
E4	調査図素図等 の作成	15～18 条	E1	調査図素図、調査図一覧図、地籍調査票の作成		○	

(作業計画・準備)

第17条 受託者は、一筆地調査作業進行予定表を作成し発注者に提出する。

(土地の立入)

第18条 本業務の実施にあたり、他人の土地に立ち入る場合は、発注者が発行する土地立入証及び受託者の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。また、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。

(作業に関する業務報告)

第19条 受託者は、地籍調査業務実施中原則として、作業の進捗状況を随時、発注者の監督職員に報告す

る。

（調査図素図等の作成）

第20条 作業区域及び隣接地内の法務局備付け地図（以下、「公図」という）又は地図情報の電子データ（以下、「地図XMLデータ」という）と法務局の土地登記簿（以下、「要約書」という）又は登記情報の電子データ（以下、「法務局CSVファイル」という）を発注者が法務局に申請して取得する。

2 分筆登記等により地積測量図がある筆については、地積測量図の写しを取得する。

3 要約書又は法務局CSVファイルを基に地籍調査前データ（CSVファイル形式）及び調査前地番一覧表の作成を行う。

4 前項の地籍調査前データ及び調査前地番一覧表は、発注者が相続及び不在者等の調査を行うために使用することから、受託者は作成後速やかに発注者に提出する。

5 地籍調査前データに使用する大字、字、地目及び所有者コードについては、発注者に確認し、発注者指示のものを使用する。

6 地籍調査票は、地籍調査前データに基づき作成する。

7 要約書又は法務局CSVファイルと公図又は地図XMLデータを用いて、調査図素図の作成を行う。

8 調査図素図を基に調査図一覧図の作成を行う。

9 公図又は地図XMLデータと要約書又は法務局CSVデータに不一致等の問題点があった場合は、一覧表を作成し、発注者に提出するとともに原因等調査する。

（地積測量図写し）

第21条 一筆地調査現地調査及び既存筆界点の調査を明確にするために、地積測量図写しを取得し、以下の地積測量図作成方法に区分してとりまとめる。

（1）測量が平板測量法等で、求積が図上三斜法で行われている。

（地積測量図記載辺長の最小値5cm又は10cm）

（2）測量が数値測量法であり、求積が図上三斜法で行われている。

（地積測量図記載辺長の最小値1cm又は1mm）

（3）測量が局地座標による数値測量法であり、求積が座標法で行われている。

（4）測量が日本測地系による数値測量法であり、求積が座標法で行われている。

（5）測量が世界測地系による数値測量法であり、求積が座標法で行われている。

（6）測量が世界測地系（測地成果2011）による数値測量法であり、求積が座標法で行われている。

（単位区域界の調査）

第22条 受託者の主任技術者又は作業担当者は、発注者の監督員と単位区域界（調査区域界）について調査図素図を用いて現地調査を行い、調査結果について調査図素図に取りまとめる。

第4章 一筆地調査(E2工程)

(作業内容)

第23条 本工程の標準作業及び発注者と受託者の作業分担は次のとおりとする。

(1)作業計画・準備

①作業進行予定表の作成

(2)地元説明会

①関係者説明会の開催

(3)現地調査

①現地調査の通知

②標札等の設置(筆界表示杭の設置依頼)

③現地調査(所有者、地番、地目、筆界の調査)

④調査図等の作成

(4)取りまとめ

①取りまとめ・点検整理

工程小分類		準則	作業 工程	作 業 内 容	発注者	受託者	備 考
番号	名称						
E1	作業準備		E1	作業打合せ	○	○	
			E1	打合せ簿の作成		○	
			E1	作業進行予定表の作成		○	
			E1	登記所・県等関係機関との調整	○		
E2	作業進行 予定表の作成	13 条	E1	現地調査の計画立案		○	
			E1	現地調査計画案審査	○		
E5	現地調査等の 通知	20 条	E2	現地調査日程案作成		○	
			E2	現地調査通知書の発送	○		
			E2	現地調査通知書受領確認	○		
E6	標札等の設置	21 条	E2		○		現地調査時に設置の場合、受託者は協力する。
E7	市町村境界の 調査	22 条	E2	現地調査等の通知	○		
			E2	現地調査	○	○	
			E2	境界標の設置	○	○	
E8	現地調査	23～36 条	E2	作業日誌の作成		○	
			E2	境界標の設置 境界線の伐採(幅2m 程度)			所有者が設置
			E2	筆界基準杭の設置		○	
			E2	所有者、地番、地目、筆界杭の調査	○	○	発注者同行
			E2	立会い状況の記録		○	

			E2	農地から農地以外の変更調書		○	
			E2	調査図等の整理		○	
			E2	地籍調査票への記入、署名押印		○	
			E2	代位登記	○		合併時の必要時
			E2	問題点等報告書		○	
			E2	境界確認不調個所調書		○	
	登記所との協議			公図記載の土地の並びと現地との相違等	○	○	
E9	取りまとめ	5,6 条	E2	一筆地調査工程管理(各工程)	○		
			E2	一筆地調査完了報告書(集計表)		○	
			E2	点検整理		○	
E10	実施者検査		—	実施主体検査	○		
E11	認証者検査		—	県検査	○		
再調査	再調査は1回 実施		—	再調査計画	○	○	
			—	現地調査の通知	○		
			—	現地調査	○	○	
			—	調査図等の整理		○	

(作業計画・準備)

第24条 受託者は、一筆地調査作業進行予定表を作成し発注者に提出する。

(土地の立入)

第25条 本業務の実施にあたり、他人の土地に立ち入る場合は、発注者が発行する土地立入証及び受託者の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。また、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。

(作業に関する業務報告)

第26条 受託者は、地籍調査業務実施中原則として、作業の進捗状況を随時、発注者の監督職員に報告する。

(地元説明会)

第27条 主任技術者は、発注者が開催する地元説明会に出席する。

2 地元説明会に使用する資料等については、原則受託者が作成する。

(現地調査等の通知)

第28条 現地調査の実施を通知するため、受託者は土地の所有者、その他の利害関係人又はその代理人に、立会目的、日時等を記載した立会通知文を作成する。

2 受託者は発注者と十分協議の上、現地調査に着手する時期を決定し、作業班毎にその日時、地番、所有者等を記入した現地調査立会調書を作成する。

- 3 立会通知文は、立会日の2週間前までに発注者に提出すること。
- 4 調査日程及び日割、作業班体制については、筆数・面積等を十分に考慮し、発注者の監督員と協議の上決定すること。
- 5 土地所有者への立会通知については、所有者及び共有者全員、所有者が死亡の場合は相続人全員へ通知すること。また、住所不明者については発注者の監督員と協議すること。
- 6 通知を受けた土地の所有者等から遠隔の地に居住またはその他の事情により、図面等の送付により筆界の確認を求められた場合、現地調査に代えて図面等調査を実施する旨及び調査の実施に必要な事項に関する報告又は資料の提出すべき旨を通知すること。

（現地調査作業）

第29条 立会は受託者の主導で行うことが、問題等が発生した場合は発注者の監督員の指示に従うこと。

- 2 現地調査は、調査図素図及び境界復元図等に基づき、概ね土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目、及び筆界の調査を行う。
- 3 各筆の立会については、土地所有者その他の利害関係人及びその代理人の立会が確実となるよう努め、不備の無いようにすること。
- 4 各筆の筆界の確認は、地籍調査における最も重要な作業の一つであり、調査を円滑かつ迅速に実施するためにも、筆界の確認にあたっては特に入念に対処すること。

（調査図作成）

第30条 筆界番号標を設置したときは、その都度調査図素図の該当する箇所に杭種及びその番号を記録すること。

2 調査図素図の標示が現地調査の結果と相違しているときは、当該表示事項を訂正及び修正又は記録するとともに、次の場合には、調査図素図に必要な事項を記録して調査図を作成する。

- ・分割があったものとして調査する場合
- ・合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
- ・新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合
- ・滅失（一部滅失を含む）又は不存在地があった場合
- ・地番を変更する場合

（地籍調査票整理）

第31条 現地調査の立会の経緯を記録するため、地籍調査票に土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に署名押印させるとともに、地籍調査において同意（承認）を得ることとされている次の場合には、当該同意をした土地所有者又はその代理人或いはその相続人に署名押印させる他、地籍調査票に必要な事項を記録し整理する。

- ・地番変更をする場合
- ・分割があったものとして調査する場合
- ・合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合。
- ・滅失（一部滅失を含む）又は不存在地があった場合。

- 2 上記立会后、再立会を行う箇所については、再立会の際、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に再度、署名押印させる他、立会時の経緯を地籍調査票適用欄に記録する。
- 3 現地調査を終えたときは、地籍調査票を地番区域毎に地番(枝番号を含む)の順序に編綴すること。

(立会処理簿作成)

第32条 現地調査立会調書に現地調査の立会状況を取りまとめるとともに、筆界の確認が得られない土地及び土地所有者等の立会のできない土地について、調査の経緯等を記入し、再立会調書として作成する。

- 2 上記の再立会調書は、作業班、町名(字名)毎、内容別(民地、県道、町道、水路、官有地等)毎に整理し、発注者に提出すること。また、発注者の監督員と十分協議の上、再立会日程表を作成し、土地所有者等へ連絡する。
- 3 再立会の立会結果は、再立会調書に取りまとめる。
- 4 現地調査立会調書及び再立会調書は、作業班毎に立会処理簿として製本する。

第5章 地籍図根多角測量(D 工程、電子基準点のみを与点とする)

(業務内容)

第33条 本工程の標準作業工程は、次のとおりとする。

- (1)計画・準備
- (2)選点
- (3)標識設置
- (4)測量
- (5)点検測量

(使用機器)

第34条 本作業に用いる機器及び機材は、1級GNSS測量機等とする。

2 使用機器は、所定の検査を受けたものとし、適宜、点検及び調整を行い良好な作動条件を確保する。

(作業計画)

第35条 地形図上で新点の概略位置を決定し、計画図を作成する。

2 本業務の地籍図根多角点測量の与点は、作業地域に最も近い電子基準点3点以上とする。ただし、地形の状況等により短路線を形成する場合には2点以上とする。

(選点)

第36条 計画図に基づき、現地において新点位置を選定し、選点図、平均図及び観測図を作成する。

2 本業務の地籍図根点は、地籍調査作業規程準則及び同運用基準(以下「作業規程」という)及び電子基準点のみを与点とする地籍図根多角測量マニュアル(以下「マニュアル」という)に定める事項の他、用地調査及び公共事業等の基準となる点であることに留意し、保存条件等を充分考慮して選点を行う。

3 選点図、平均図及び観測図を発注者に提出するとともに、平均図に受託監督員の承諾署名、捺印(承諾日記載)をする。

4 地籍図根多角点の選定位置及び樹木等の伐採にかかる土地所有者等への承諾は発注者が行う。

(標識)

第37条 地籍図根多角点は、プラスチック製(難燃性、JIS 規格)を標準とし、サイズは7cm×7cm×60cm以上とする。

2 恒久的構造物等に地籍図根多角点を設置する場合は、金属標(真鍮又はアルミ製)とし、サイズはφ50mm×70mm 以上とする。

3

4 筆界点と区別するために、地籍図根多角点に使用する標識の色は、筆界点の標識と違う色とする。

(設置状況写真)

第38条 標識設置時、標識の設置状況写真を撮影し提出する。

(検定証明書)

第39条 地籍図根多角測量に用いる器械、計算プログラムの検定証明書を事前に発注者に提出して承認を得ること。

(測量)

第40条 地籍図根多角点の観測及び計算の方法は作業規程に定めるところによること。

(点検測量)

第41条 観測及び計算の後、平均図において採用する観測辺数の総和の 5%以上について、点検測量を行うものとする。

2 点検測量は、次のとおり行うこと。

実施箇所の選定	1. 観測時の状況等(GNSSアンテナタワー使用箇所、偏心観測箇所) 2. 点検計算結果(電子基準点間の閉合差、重複辺の較差、環閉合差) 3. 網平均計算結果(新点位置の標準偏差)
比較点検計算	1. 比較点検計算は、(点検値)－(採用値)とする。
点検測量手簿等の整理	1. 観測手簿等上部余白部には点検測量と記載する。 2. 観測手簿任意の箇所に比較点検計算結果を整理する。
再測等	1. 点検測量の較差の許容範囲を超過した場合は、原因を調査し、再測又は観測点を追加して観測を行うなど必要な処置を講じる。
備考	1. 点検測量実施後は、観測値等の点検を本作業と同様に実施する。

3 点検測量の結果は、点検測量精度管理表にとりまとめる。

第6章 細部図根測量

（業務内容）

第42条 本工程の標準作業工程は、次のとおりとする。

- (1) 計画・準備
- (2) 選点
- (3) 標識設置
- (4) 測量
- (5) 点検測量

（使用機器）

第43条 本作業に用いる機器及び機材は、2級GNSS測量機、2級トータルステーション等とする。

2 使用機器は、所定の検査を受けたものとし、適宜、点検及び調整を行い良好な作動条件を確保する。

3 前項は、次章以下に示す使用機器についてもこれを準用する。

（作業計画）

第44条 地形図上で新点の概略位置を決定し、計画図を作成する。

2 本業務の細部図根測量の与点は、基本三角点、四等三角点、1級及び2級基準点、既設地籍図根三角点、既設地籍図根多角点等を使用する。

（細部図根測量の方法）

第45条 細部図根測量は多角測量法によることを原則とする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合は放射法によることができる。

（細部図根点の選定）

第46条 細部図根点は、後続の測量を行うのに便利で且つ、標識の保有が確実である位置に選定する。

（放射法による細部図根測量）

第47条 放射法による細部図根測量は、地籍図根多角測量、細部図根測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うこと。

（細部図根点網図）

第48条 細部図根測量の結果は、細部図根点網図に取りまとめる。

2 細部図根点網図は、地籍図根多角点網図において取りまとめることができる。

（点検測量）

第49条 細部図根点測量について、観測及び計算の後、新設点数の概ね2%について点検測量を行う。

2 点検測量は次のとおり行うこと。

実施箇所の選定	1. 観測時の状況等(GNSSアンテナタワー使用箇所、偏心観測箇所) 2. 点検計算結果(方向角及び座標の閉合差、環閉合差、重複辺の較差) 3. 網平均計算結果(新点位置の標準偏差)
比較点検計算	1. 比較点検計算は、(点検値)－(採用値)とする。 2. TS法による鉛直角の点検測量は、片方向の観測とし、同一方向の採用値と比較を行う。 ただし、許容範囲を超過した場合は、正反観測の平均値による比較を行う。
点検測量手簿等の整理	1. 観測手簿等上部余白部には点検測量と記載する。 2. 観測手簿任意の箇所に比較点検計算結果を整理する。
再測等	1. 点検測量の較差の許容範囲を超過した場合は、原因を調査し、再測又は観測点を追加して観測を行うなど必要な処置を講じる。
備考	1. 点検測量実施後は、観測値等の点検を本作業と同様に実施する。

3 点検測量の結果は、点検測量精度管理表にとりまとめる。

第7章 一筆地測量

（一筆地測量の方法）

第50条 トータルステーションによる一筆地測量の場合は、細部図根点等を与点として、放射法、多角測量法、交点計算法によるものとし、単点観測法による一筆地測量の場合は、ネットワーク法 RTK 法によるものとする。

（与点の点検）

第51条 トータルステーションを用いた放射法により一筆地測量を行う場合、細部図根測量に引き続き行う場合を除き、与点において他の図根点等までの距離の測定と基準方向と他の図根点等までの夾角の観測を行い、当該点の異常の有無等の点検を行い、与点点検リストの作成を行う。

（単点観測法の点検と補正）

第52条 単点観測法により得られた筆界点と周辺の細部図根点等との整合性は、当該地区の周辺を囲むように3点以上の細部図根点を選定し、それぞれの手法で得られた座標値を比較し較差を算出することとする。

2 周辺に細部図根点等がない場合には、新たに細部図根点を設置し、整合性の確認をおこなうこと。

3 得られた座標値の較差が制限を超えた場合は、細部図根点等を与点としヘルマート変換処理により、座標補正を行い、水平位置の整合処理を行うこと。

4 前項の座標補正後の点検を行うこと。

5 前項の制限を終えた場合は、与点を変更して第2項から第3項まで実施すること。

（位置の点検）

第53条 総筆界点の概ね2%以上について、一筆地測量に用いた以外の細部図根点等から点検を行い、位置の点検リストを作成する。

（一筆地調査成果との整合点検）

第54条 一筆地測量完了後、一筆地調査後成果（データ）と突合を行い、成果の整合性を点検する。

（説明図の作成）

第55条 前項の整合性の点検後、地番、地目等を表示した説明図を作成する。

第8章 納入成果品

(成果品)

第56条 本業務の納入成果品は次のとおりとする。

(1) 各作業共通

- ① 自社検査成績表
- ② 使用機器検定証明書
- ③ 使用プログラム検定証明書
- ④ 地籍調査成果電子納品磁気記録
- ⑤ その他各工程上必要な書類

(2) 一筆地調査(E1工程)

- ① 公図転写図(閉鎖公図転写図含む)
- ② 地図XMLデータ(地図印刷)
- ③ 地積測量図写真
- ④ 土地登記簿写(要約書)
- ⑤ 地籍調査前データ(CSVファイル)及び調査前地番一覧表
- ⑥ 調査図素図
- ⑦ 調査図一覧図
- ⑧ 地籍調査票

(3) 一筆地調査(E2工程)

- ① 調査図
- ② 地籍調査票
- ③ 地籍調査後データ(CSVファイル)
- ④ 一筆地調査完了報告書(その他立会処理簿含む)

(4) 地籍図根多角測量(D工程)

- ① 地籍図根多角点選点図
- ② 地籍図根多角点平均図
- ③ 地籍図根多角測量観測計算諸簿
- ④ 地籍図根多角点網図
- ⑤ 地籍図根多角点成果簿
- ⑥ 精度管理表
- ⑦ 測量標の設置状況写真

(5) 細部図根多角測量(FI工程)

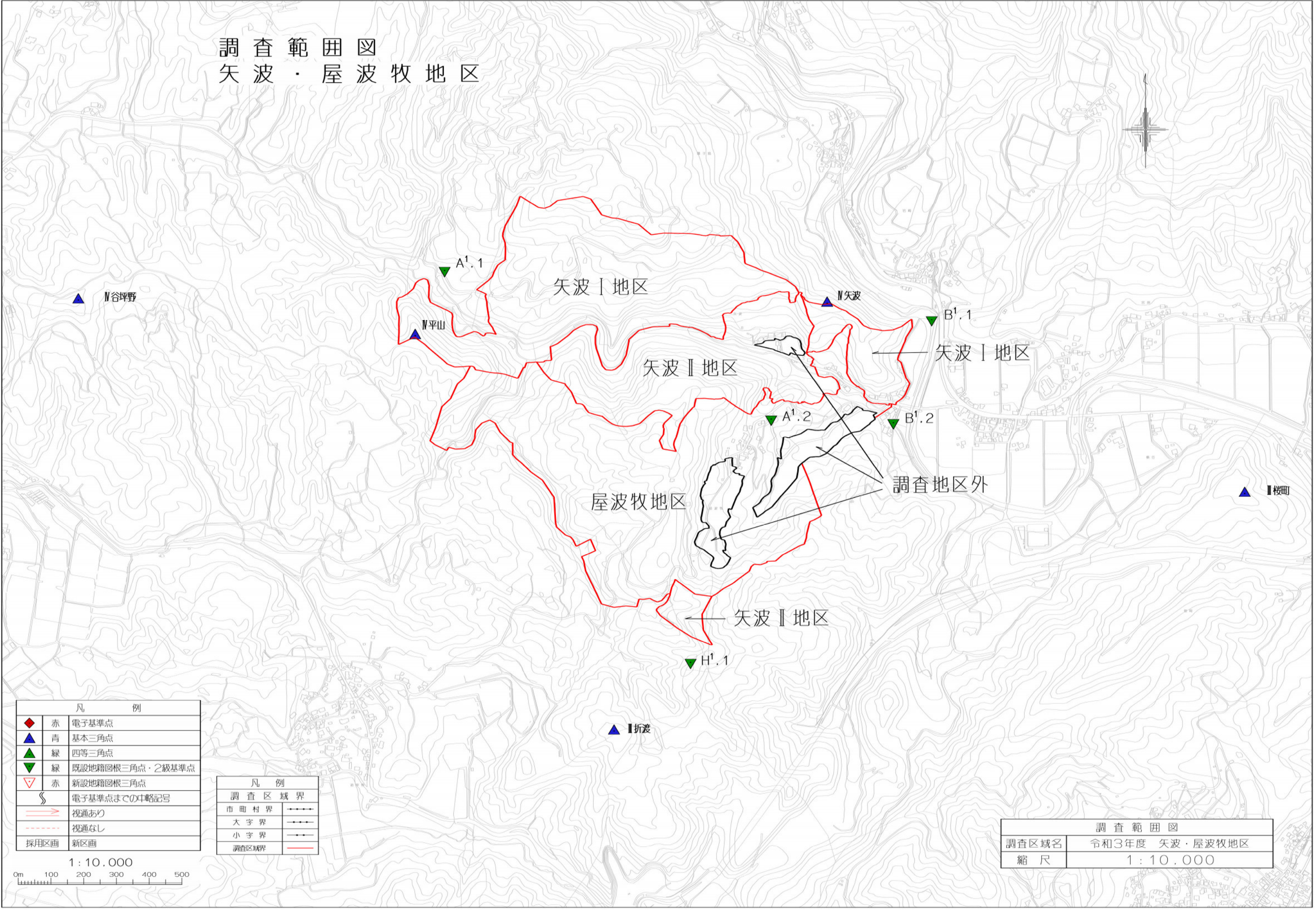
- ① 細部図根多角点選点図

- ②細部図根多角点平均図
- ③細部図根測量観測計算諸簿
- ④細部図根点網図
- ⑤細部図根点成果簿
- ⑥精度管理表

(6)一筆地測量(FⅡ-1 工程)

- ①一筆地測量観測計算諸簿
- ②筆界点成果簿
- ③精度管理表

調査範囲図
矢波・屋波牧地区



凡 例	
赤	電子基準点
青	基本三角点
緑	四等三角点
緑	既設地籍図根三角点・2級基準点
赤	新設地籍図根三角点
〰	電子基準点までの中略記号
〰	視通あり
---	視通なし
採用区画	新区画



凡 例	
調査区域界	
市 町 村 界	-----
大字 界	-----
小字 界	-----
調査区域界	-----

調査範囲図	
調査区域名	令和3年度 矢波・屋波牧地区
縮 尺	1 : 10,000